

# 秋田県公報

## 目 次

○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(二五一・福祉政策課).....1	○生活保護法による医療機関の指定(二五二・福祉政策課).....1	○生活保護法による医療機関の指定(二五三・福祉政策課).....2	○農地保有合理化事業規程の変更の承認(二五四・農林政策課).....2	○生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。 平成二十年五月三十日 秋田県知事 寺 田 典 城
○争議行為の予告(二五五・雇用労働政策課).....2	○道路区域の変更(二五六・道路課).....3	○開発行為に関する工事の完了(二五七・秋田地域振興局建設部).....3	○開発行為に関する工事の完了(二五八、二五九・由利地域振興局建設部).....3	○政治団体の解散の届出(四〇〇).....7
○特定調達契約に係る落札者の決定(リハビリテーション・精神医療センター).....3	○土地改良区の役員の変更及び就任の届出(由利地域振興局農林部).....4	○土地改良区の定款変更の認可(雄勝地域振興局農林部).....4	○選挙管理委員会告示	○政治団体の収支に関する報告書(四〇一).....8
○政治団体の解散の届出(三五五).....4	○政治団体の収支に関する報告書(三五六).....4	○公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(三七七).....5	○政治団体の設立の届出(三八八).....5	○公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(四三三).....10
○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(三九九).....5	○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(三九九).....5	○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(三九九).....5	○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(三九九).....5	○人事委員会規則四一五(職員の任用)の一部を改正する規則.....11

## 告 示

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ネクスス薬局 湯沢店	ネクスス株式会社	湯沢市字中野百八十一五	平成二十年三月三十一日
根岸町調剤薬局	ネクスス株式会社	横手市根岸町八一三十五	平成二十年三月三十一日
ネクススあさひが丘調剤薬局	ネクスス株式会社	横手市赤坂字大沼下四十一一	平成二十年三月三十一日
ネクスス薬局 うごまち店	ネクスス株式会社	雄勝郡羽後町字稲荷九十四一二	平成二十年三月三十一日

### 秋田県告示第二百五十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり

指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
平成二十年五月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
わかまつ内科クリニック	若 松 秀 樹	由利本荘市東梵天二百九十七一	内科、放射線科	平成二十年五月十二日

ネクスアさひが丘調剤薬局	クオール株式会社 代表取締役	横手市赤坂字大沼下四十一一	調剤薬局	平成二十年四月一日
根岸町調剤薬局	クオール株式会社 代表取締役	横手市根岸町八一三十五	調剤薬局	平成二十年四月一日
ネクス薬局 湯沢店	クオール株式会社 代表取締役	湯沢市字中野百八十五	調剤薬局	平成二十年四月一日
ヒカリ薬局	株式会社ヒカリ薬局 代表取締役	大仙市角間川町字下中町三三三二二	調剤薬局	平成二十年四月一日
ネクス薬局 うごまち店	クオール株式会社 代表取締役	雄勝郡羽後町字稲荷九十四一二	調剤薬局	平成二十年四月一日
本荘ひがし調剤薬局	きかく株式会社 代表取締役	由利本荘市東梵天二百九十七番地八	調剤薬局	平成二十年五月一日
調剤薬局ツルハドラッグ若竹町店	株式会社ツルハ 代表取締役社長	大仙市若竹町三三三十一	調剤薬局	平成二十年五月一日

秋田県告示第二百五十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施

術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
平成二十年五月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

氏 名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	業 務 の 種 類	指 定 年 月 日
小山 裕 徳	こやま鍼灸院	能代市字長崎三番八号	あん摩マッサージ指圧	平成二十年四月一日
嵯 峨 弘 城	ときわ治療院	山本郡三種町鹿渡字中沢新田二百四一二	あん摩マッサージ指圧	平成二十年四月一日

秋田県告示第二百五十四号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、公告する。  
平成二十年五月三十日

号の二、第三号及び第四号に掲げる事業

の四第四項の規定に基づき、公表する。

三 変更内容

農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の一部改正に伴う字句の変更  
農地保有合理化事業規程の変更を承認した日 平成二十年五月十四日

一 事件  
年間手当に関すること。  
二 日時  
平成二十年六月三日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

一 農地保有合理化事業規程の変更を行う者

秋田県知事 寺 田 典 城

二 農地保有合理化事業の種類

あきた北農業協同組合  
農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号、第二号、第二

秋田県告示第二百五十五号

平成二十年五月十二日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条

三 場所

鹿角市花輪字八正寺十三番地  
北秋田市花園町十番五号  
鹿角組合総合病院  
北秋中央病院

能代市落合字上前田地内  
 南秋田郡八郎湯町川崎字員保三十七番地  
 秋田市飯島西袋一丁目一番一号  
 由利本荘市川口字家後三十八番地  
 大仙市大曲通町一番地三十号  
 横手市前郷字八ツ口三番一  
 湯沢市山田字勇ヶ岡二十五番地

山本組合総合病院  
 湖東総合病院  
 秋田組合総合病院  
 由利組合総合病院  
 仙北組合総合病院  
 平鹿総合病院  
 雄勝中央病院

秋田市八橋南二丁目十番十六号  
 秋田県厚生連本所  
 概要  
 四  
 救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、リハビリ教室、デイケア及び予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第二百五十六号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成二十年五月三十日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

道 路 種 類	道 路		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
	秋田昭和解	秋田昭和解	秋田市飯島長野本町七〇番四二地先から飯島字飯島水尻四二番一地先まで		二四・〇〇〇〇三・八・五〇	〇・七〇九

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成二十年五月三十日から同年六月十二日まで

秋田県告示第二百五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成二十年三月六日付け指令秋建一二一八十四で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 平成二十年五月三十日

- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 男鹿市船越字杉山二十五番地二十  
 アクネス不動産 代表 下 間 俊 悦
  - 二 開発区域に含まれる地域の名称  
 男鹿市脇本脇本字前野百三十番、百三十一番一、百三十一番二、百三十一番三、百三十二番、字上中野三十番の内、四十一番六、四十一番七、四十一番九の内及び四十一番十

秋田県告示第二百五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十九年四月二十七日付け指令由建一四四十九で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十年五月三十日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 由利本荘市川口字八幡前261番地  
 池田薬品商事株式会社  
 代表取締役 池 田 晃 司
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
 由利本荘市荒町字真城七十九番一、八十一番一、八十二番及び八十三番

秋田県告示第二百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成二十年三月十日付け指令由建一四四十五で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 平成二十年五月三十日

- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 秋田市保戸野千代田町二番四十三号  
 三光不動産株式会社  
 代表取締役 岩 本 竜 大
  - 二 開発区域に含まれる地域の名称  
 由利本荘市一番堰二十一番、二十二番、二十三番、二十四番、三十四番一、三十四番二、三十四番三、三十四番四、三十四番五

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号。以下「特例政令」という。)第十一条の規定により、公示する。  
 平成二十年五月三十日

- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 落札に係る役務の内容及び数量  
 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター清掃業務一式
  - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 大仙市協和上淀川字五百刈 田三百五十二番地
  - 三 落札者を決定した日  
 平成二十年三月十三日
  - 四 落札者の名称及び住所  
 株式会社東北ダイケン秋田支店 秋田市中通二丁目二番三十二号
  - 五 落札に係る金額

五千五十三万八千六百円  
 六 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札  
 七 特例政令第六条の規定による公告を行った日  
 平成二十年一月二十九日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、本荘東由利土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
 平成二十年五月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名  
 由利本荘市東由利田代字田代百二十二番地 渡辺 幹夫  
 〃 東由利館合字新田十二番地 高橋重四郎  
 〃 〃 字久保百二十七番地 大場 惣七  
 〃 〃 東由利老方字吉野二十一番地一 金子 拓雄  
 〃 〃 東由利蔵字蔵七十六番地 阿部 和弘  
 〃 〃 東由利宿字大琴五十三番地 梅津 嘉人  
 〃 〃 館字鮎上表七十七番地 猪股 生弥  
 〃 〃 鮎瀬字鮎瀬九十一番地 太田 茂  
 〃 〃 館字神明腰五十二番地一 小松 忠彦  
 〃 〃 雪車町字雪車町四十五番地 渡邊 哲良

由利本荘市上野字上野百五十一番地 猪股 則雄  
 〃 万願寺字荒田目四十一番地 井上 一郎  
 〃 荒町字古里四十八番地 藤本 司  
 〃 三条字三条三十二番地 須田 純悦  
 二 就任理事の住所及び氏名  
 由利本荘市東由利田代字田代百二十二番地 渡辺 幹夫  
 〃 東由利館合字新田十二番地 高橋重四郎  
 〃 〃 字山本二番地 嶽石伊久雄  
 〃 〃 東由利宿字大琴五十三番地 梅津 嘉人  
 〃 〃 東由利老方字吉野二十一番地一 金子 拓雄  
 〃 〃 東由利蔵字蔵百九番地 阿部 善孝  
 〃 〃 館字鮎上表七十七番地 猪股 生弥  
 〃 〃 鮎瀬字鮎瀬九十一番地 太田 茂  
 〃 〃 雪車町字上田高三十九番地一 猪股 清一  
 〃 〃 上野字上野百五十一番地 猪股 則雄  
 〃 〃 館字神明腰五十二番地一 小松 忠彦  
 〃 〃 万願寺字荒田目七十三番地 鈴木 甚一  
 〃 〃 荒町字古里四十八番地 藤本 司  
 〃 〃 三条字三条三十二番地 須田 純悦  
 三 退任監事の住所及び氏名  
 由利本荘市東由利田代字高戸屋十八番地 小松 芳久  
 〃 〃 万願寺字館ノ内百十番地 鈴木 久夫  
 〃 〃 宮沢字二枚田二十四番地 菊地謙一郎

四 就任監事の住所及び氏名  
 由利本荘市万願寺字館ノ内百十番地 鈴木 久夫  
 〃 〃 東由利田代字高戸屋十八番地 小松 芳久  
 〃 〃 館字六角百八十番地 齊藤 清  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、雄勝郡山田五ヶ村堰土地改良区から申請があった定款変更について、平成二十年五月二十一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
 平成二十年五月三十日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

**選挙管理委員会告示**

秋選管告示第三十五号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、平成二十年三月三十一日に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。  
 平成二十年五月三十日  
 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
菊地隆二郎後援会	和田 寛	平成十九年十二月三十一日	平成二十年三月三十一日
新秋田政治経済研究会	野原 多津美	平成二十年三月二十日	〃

秋選管告示第三十六号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。  
 平成二十年五月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書  
 報告書の要旨  
 収入及び支出のある団体  
 (1) その他の政治団体  
 政治団体の名称 菊地隆二郎後援会(平成19年分)  
 報告年月日 平成20年3月31日  
 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 532,806円  
 前年からの繰越額 497,806円  
 本年の収入額 35,000円  
 (イ) 支出総額 84,730円  
 (ウ) 収入・支出の内訳  
 (ア) 収入の内訳  
 (イ) 収入の内訳  
 個人の負担する党費又は会費 35,000円

合計 (イ) 支出の内訳 経常経費 事務所費 政治活動費 組織活動費 機関紙誌の発行その他の事業費 宣伝事業費 合計	員数 50人 35,000円 10,860円 10,860円 73,870円 67,400円 64,700円 64,700円 84,730円	政治団体の名称 新秋田政治経済研究会 (平成20年分) 報告年月日 平成20年3月31日 ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 前年からの繰越額 本年の収入額 (イ) 支出総額 収入・支出の内訳 (ア) 支出の内訳 経常経費	事務所費 合計 44,355円 44,355円
--	---	--	----------------------------------

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名 野原 多津美	公職の種類 県議会議員	名	称	取り消した資金管理団体 主たる事務所の所在地 秋田市土崎港中央三丁目十一-三十二	代表者氏名 野原 多津美	届出年月日 平成二十年三月三十一日
		新秋田政治経済研究会				

秋選管告示第三十八号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項の規定により、平成二十年四月一日から同月三十日までの間に  
 次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成二十年五月三十日  
 秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

政治団体の名称 小田嶋忠後援会	代表者氏名 村岡 哲夫	会計責任者氏名 藤本 昇	主たる事務所の所在地 仙北市角館町川原町二十四	届出年月日 平成二十年四月七日
--------------------	----------------	-----------------	----------------------------	--------------------

秋選管告示第三十九号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七條の規定により、平成二十年四月一日から同月三十日までの間に次の政  
 治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成二十年五月三十日  
 秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

政治団体の名称	異動事項	内 新	容 旧	届出年月日
---------	------	--------	--------	-------

政治団体の名称		異動事項		届出年月日	
播磨博一後援会	代 表 者 皆川 勝雄	代 表 者 皆川 重助	〃	〃	〃
高橋雄七後援会	代 表 者 荒川 康雄	代 表 者 熊谷 幹一	〃	〃	〃
すみよい角館をつくるみんなの会	代 表 者 荒川 康雄	代 表 者 熊谷 幹一	〃	〃	〃
山谷公一後援会	代 表 者 工藤 宏	代 表 者 山谷 文男	〃	〃	〃
田中よくお後援会	主たる事務所の所在地 能代市二ツ井町字下野川端六十三―二	主たる事務所の所在地 能代市二ツ井町字薄井十四	〃	〃	〃
秋田県麺類飲食業政治連盟	代 表 者 山谷 久信	代 表 者 志賀 正幸	〃	〃	〃

二 その他の政治団体

政治団体の名称		異動事項		届出年月日	
自由民主党秋田県支部	代 表 者 佐藤 清吉	代 表 者 田口 宏暢	〃	〃	〃
自由民主党秋田県支部	代 表 者 石川 ひとみ	代 表 者 宇佐美 洋二郎	〃	〃	〃
自由民主党秋田市支部	主たる事務所の所在地 秋田市山王四丁目六―二十五 合同ビル一―五	主たる事務所の所在地 秋田市山王四丁目六―二十二	〃	〃	〃
自由民主党秋田県支部第五支部	主たる事務所の所在地 秋田市山王四丁目六―二十 合同ビル一―五	主たる事務所の所在地 秋田市山王四丁目六―二十二	〃	〃	〃
自由民主党大曲市支部	代 表 者 児玉 裕一	代 表 者 辻 久男	〃	〃	〃
自由民主党秋田県土地改良支部	代 表 者 小玉 易五郎	代 表 者 山田 俊一	〃	〃	〃

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
自由民主党秋田県大仙市第一支部	辻久男	平成二十年三月三十一日	平成二十年四月一日
自由民主党秋田県秋田市第四支部	中泉松之助	平成二十年二月二十一日	平成二十年四月十五日
自由民主党東成瀬支部	谷藤傳一	平成二十年三月三十一日	平成二十年四月二十一日
自由民主党金浦支部	佐々木正勝	平成二十年四月二十一日	平成二十年四月二十三日

一 政党

秋選管告示第四十号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、平成二十年四月一日から同月三十日までの間

に次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。  
 平成二十年五月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

佐々木長秀連合後援会	主たる事務所地	大仙市刈和野字愛宕町七	平成二十年四月三日
秋田県土地改良政治連盟	会計責任者	小玉易五郎	平成二十年四月七日
秋田県農協政治連盟秋田みなみ支部	会計責任者	伊東文隆	〃
秋田県農協政治連盟こまち支部	会計責任者	中村由和	平成二十年四月十一日
中泉松司後援会	主たる事務所地	秋田市土崎港北七丁目一―二十二	平成二十年四月十四日
秋田市歯科医師連盟	政治団体の名称	秋田市歯科医師連盟	平成二十年四月十八日
かづの21懇話会	主たる事務所地	秋田市川尻町字大川反百七十番百二	平成二十年四月二十一日
うさみ洋二朗後援会	代表者	宇佐美洋二朗	平成二十年四月二十三日
	主たる事務所地	鹿角市十和田毛馬内字冷水二十二―一	平成二十年四月二十一日
	主たる事務所地	秋田市山王二丁目七番四十四号	平成二十年四月二十一日
	政治団体の名称	秋田市歯科医師政治連盟	平成二十年四月二十三日
	主たる事務所地	秋田市飯島道東三丁目一―六	平成二十年四月二十三日
	代表者	萩原金光	平成二十年四月二十三日

秋選管告示第四十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第

一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出され  
たので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表す

る。

平成二十年五月三十日

山本幸右衛門後援会	高橋甲一	平成二十年三月三十一日	平成二十年四月三十日
かけはし会	宇佐美洋二朗	平成二十年四月十六日	平成二十年四月二十三日
高橋二郎後援会	斉藤勇	平成十九年十二月三十一日	平成二十年四月二十二日
ローカル・ネット政策研究会	中田満	平成十九年十二月二十五日	〃
虻川信一後援会	虻川信一	平成二十年三月二十日	平成二十年四月十八日
中泉松之助後援会	小林俊夫	平成二十年二月二十一日	〃
松友会	中泉松之助	平成二十年二月二十一日	平成二十年四月十五日
渡辺えいこう後援会	佐々木忠一	平成二十年三月二十五日	〃
佐藤重芳後援会	佐藤重芳	平成二十年四月十一日	平成二十年四月十一日
YOU亀会	沢田石徳美	平成二十年三月三十一日	〃
つじ久男後援会	本多正利	平成二十年三月三十日	〃
大沢裕昭後援会	大沢忠雄	平成二十年三月三十一日	平成二十年四月四日
高橋雄七後援会	荒川康雄	平成十九年十二月三十日	〃
すみよい角館をつくるみんなの会	荒川康雄	平成十九年十二月三十日	平成二十年四月二日
安井ていぞう後援会	小野晋作	平成十九年八月二日	〃
大盛会	佐藤昇	平成二十年三月三十日	〃
海沼登後援会	山口佐一	平成二十年三月二十日	〃
大曲政経交友会	辻久男	平成二十年三月三十日	平成二十年四月一日



種類	政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書	1
II 報告書の要旨		
1 収入及び支出のある団体		
(1) 政党		
政治団体の名称	自由民主党秋田県大仙市第一支部 (平成20年分)	
報告年月日	平成20年4月1日	
収入・支出の総額		
(ア) 収入総額	65,297円	
前年からの繰越額	65,297円	
本年の収入額	0円	
(イ) 支出総額	0円	
政治団体の名称	自由民主党秋田県秋田市第四支部 (平成20年分)	
報告年月日	平成20年4月15日	
収入・支出の総額		
(ア) 収入・支出の総額	622,465円	
前年からの繰越額	622,465円	
本年の収入額	0円	
(イ) 支出総額	622,465円	
収入・支出の内訳		
(ア) 収入・支出の内訳	政治活動費	622,465円
	寄附・交付金	622,465円
	合計	622,465円
	(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	622,465円
政治団体の名称	自由民主党東成瀬支部 (平成20年分)	
報告年月日	平成20年4月21日	
収入・支出の総額		
(ア) 収入・支出の総額	10,189円	
前年からの繰越額	10,189円	
本年の収入額	0円	
(イ) 支出総額	0円	
政治団体の名称	自由民主党金浦支部 (平成20年分)	
報告年月日	平成20年4月23日	
収入・支出の総額		
(ア) 収入・支出の総額	551,548円	
前年からの繰越額	551,099円	
本年の収入額	449円	
(1) 支出総額	116,353円	
収入・支出の内訳		
(ア) 収入の内訳	その他の収入	449円
	合計	449円
(イ) 支出の内訳	政治活動費	116,353円
	組織活動費	20,353円
	寄附・交付金	96,000円
	合計	116,353円
	(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	96,000円
(2) その他の政治団体		
政治団体の名称	大盛会 (平成20年分)	
報告年月日	平成20年4月1日	
収入・支出の総額		
(ア) 収入総額	11,506円	
前年からの繰越額	11,506円	
本年の収入額	0円	
(イ) 支出総額	0円	
政治団体の名称	安井ていそう後援会 (平成19年分)	
報告年月日	平成20年4月1日	
収入・支出の総額		
(ア) 収入・支出の総額	9,616円	
前年からの繰越額	9,600円	
本年の収入額	16円	
(イ) 支出総額	0円	
収入・支出の内訳		
(ア) 収入の内訳	その他の収入	16円
	合計	16円
(イ) 支出の内訳	政治団体の名称	つじく男後援会 (平成20年分)
	報告年月日	平成20年4月4日
	収入・支出の総額	58,679円
	(ア) 収入総額	58,679円
	前年からの繰越額	0円
	本年の収入額	0円
	(イ) 支出総額	31,000円
	収入・支出の内訳	
	(ア) 収入の内訳	31,000円
	経常経費	31,000円
人件費	15,000円	
事務所費	16,000円	
合計	31,000円	
政治団体の名称	松友会 (平成20年分)	
報告年月日	平成20年4月15日	
収入・支出の総額		
(ア) 収入総額	35,966円	
前年からの繰越額	35,966円	
本年の収入額	0円	
(イ) 支出総額	35,966円	
収入・支出の内訳		
(ア) 収入の内訳	政治活動費	35,966円
	寄附・交付金	35,966円
	合計	35,966円
政治団体の名称	中泉松之助後援会 (平成20年分)	
報告年月日	平成20年4月15日	
収入・支出の総額		
(ア) 収入・支出の総額	132,581円	
前年からの繰越額	132,581円	
本年の収入額	0円	
(イ) 支出総額	132,581円	
収入・支出の内訳		
(ア) 収入・支出の内訳	政治活動費	132,581円
	寄附・交付金	132,581円
	合計	132,581円
政治団体の名称	高橋二郎後援会 (平成19年分)	
報告年月日	平成20年4月22日	
収入・支出の総額		
(ア) 収入総額	6,420円	
前年からの繰越額	6,420円	
本年の収入額	0円	
(イ) 支出総額	0円	
政治団体の名称	かけはし会 (平成20年分)	
報告年月日	平成20年4月23日	
収入・支出の総額		
(ア) 収入総額	222,552円	
前年からの繰越額	222,552円	
本年の収入額	0円	
(イ) 支出総額	222,552円	
収入・支出の内訳		
(ア) 収入・支出の内訳		

(7) 支出の内訳

政治活動費	222,552円
寄附・交付金	222,552円
合計	222,552円

政治団体の名称 日本幸右衛門後援会 (平成20年分)

報告年月日 平成20年4月30日

収入・支出の総額

収入・支出の内訳

(7) 収入総額 32,400円

前年からの繰越額 32,400円

本年の収入額 0円

(4) 支出総額 32,400円

収入・支出の内訳

(7) 支出の内訳

政治活動費 32,400円

その他の経費 32,400円

合計 32,400円

2 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
大曲政経交友会 (平成20年分)	平成20年4月1日
海沼登後援会 (平成20年分)	〃
すみよい角館をつくるみんなの会 (平成19年分)	平成20年4月2日
高橋雄七後援会 (平成19年分)	〃
大沢裕昭後援会 (平成20年分)	平成20年4月4日
YOU亀会 (平成20年分)	〃
佐藤重芳後援会 (平成20年分)	平成20年4月11日

渡辺えいこう後援会 (平成20年分)	平成20年4月11日
北川信一後援会 (平成20年分)	平成20年4月18日
ローカル・ネット政策研究会 (平成19年分)	〃

秋選管告示第四十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年五月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体	
		名称	主たる事務所の所在地
宇佐美 洋二郎	市議会議員	うさみ洋二郎後援会	秋田市寺内見桜二丁目八一八
			代表者氏名
			届出年月日
			宇佐美 洋二郎
			平成二十年四月二十三日

秋選管告示第四十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定

の取消の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年五月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取り消した資金管理団体	
		名称	主たる事務所の所在地
辻 久 男	県議会議員	大曲政経交友会	大仙市大曲福住町二一九
佐藤 重 芳	市長	佐藤重芳後援会	湯沢市稲庭町字稲庭百九十三
中 泉 松之助	県議会議員	松友会	秋田市土崎港北七丁目一―二十二
			代表者氏名
			届出年月日
			辻 久 男
			平成二十年四月一日
			佐藤 重 芳
			平成二十年四月十一日
			中 泉 松之助
			平成二十年四月十五日

人事委員会規則

人事委員会規則四一五(職員の任用)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則四一五(職員の任用)の一部を改正する規則

規則四一五(職員の任用)の一部を次のように改正する。  
別表第二号中「医師」の下に「看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士」を加え、「言語聴覚士」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成二十年三月二十一日(第千九百六十三号)掲載の秋田県告示第百三十三号(道路区域の変更及び供用開始)  
(原稿誤り)  
三ページ「一 道路の区域及び供用開始の区間」の表中、「旧新別」のうち「新」の

敷地の幅員(メートル)

一一・〇〇〇～一七・〇〇〇

は、

敷地の幅員(メートル)

一一・〇〇〇～三四・五〇〇

の誤り

平成二十年四月四日(第千九百六十七号)掲載の秋田県告示第百七十号(道路区域の変更)  
(原稿誤り)

八ページ「一 道路の区域」の表中、

路 線 名

鷹巣川井道川線

は、

路 線 名

鷹巣川井堂川線

の誤り

平成十九年十二月四日(第千九百三十四号)掲載の秋田県告示第百七十六号(道路区域の変更)  
(原稿誤り)  
四ページ「一 道路の区域」の表中、

区 間

由利本荘市滝字弥六川内八番地内

は、

区 間

由利本荘市滝字滝ノ沢八番地内

の誤り

宇佐美 洋二朗	市議会議員	かけはし会	大館市権崎字上宅地四十一	宇佐美 洋二朗	平成二十年四月十八日
蛇川 信一	市議会議員	蛇川信一後援会	秋田市寺内見桜二丁目八十八	蛇川 信一	平成二十年四月二十三日

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄